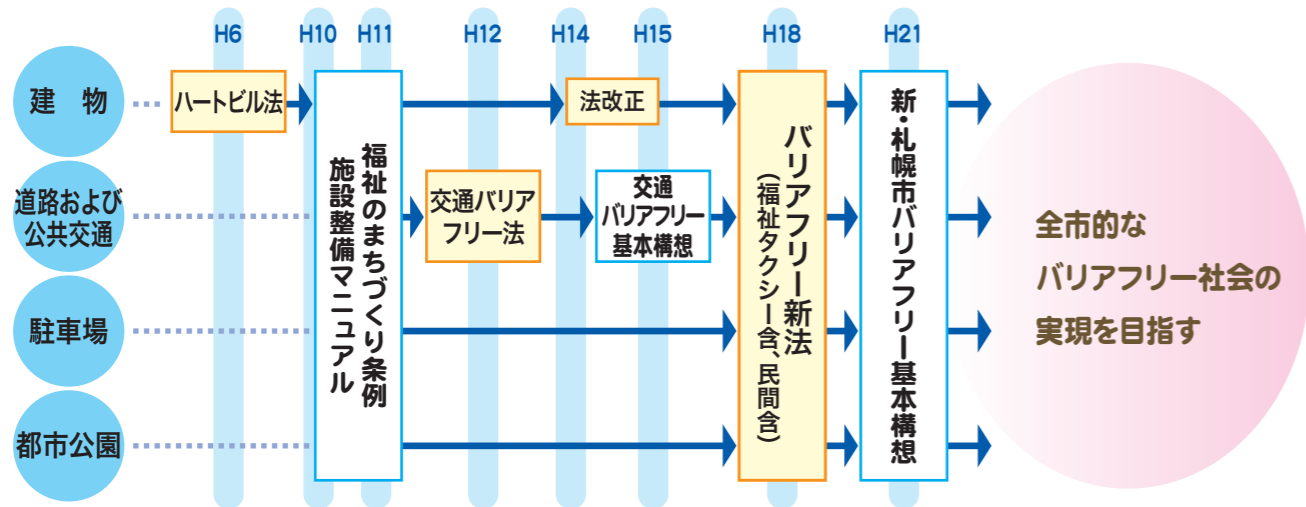


新たな基本構想を策定しました

これまで、札幌市では国のバリアフリー化に対する取り組みと並行して、「札幌市福祉のまちづくり条例」の施行や、「札幌市交通バリアフリー基本構想」を策定するなど、バリアフリー環境の整備に取り組んできました。この結果、都心・副都心・麻生の3地区のバリアフリー環境は整いつつありますが、バリアフリー新法を踏まえ、対象となる地区・施設を拡大した「新・札幌市バリアフリー基本構想」を平成21年3月に策定しました。（平成23年12月に基本構想の一部見直しを行い、生活関連施設に避難所を追加）



新しい「バリアフリー新法」とは？

これまでは、「ハートビル法」による〈建築物のバリアフリー化〉、「交通バリアフリー法」による〈交通施設のバリアフリー化〉をそれぞれ促進してきましたが、「移動における連続的なバリアフリー化」を推進させるために、2つの法律を統合・発展させて制定した法律が「バリアフリー新法」です。



バリアフリー新法による変更点

ハートビル法および交通バリアフリー法と、これらを統合・発展させたバリアフリー新法を比較すると以下のような変更点があります。

対象者の拡充

身体障がい者のみならず、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を含む全ての障がい者が対象となりました。

対象施設の拡充

これまでの建築物、公共交通機関及び道路に、路外駐車場・都市公園・福祉タクシーを追加しました。また、道路については生活関連施設間相互の経路も整備することが可能となりました。

基本構想策定の際の当事者参加

基本構想を作成する際に、高齢者、障がい者などの当事者参加を促すために、協議会制度を法律に位置づけました。また、住民などからの基本構想の作成提案制度が創設されました。

基本構想制度の拡充

バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを、旅客施設を含まない地域まで拡充させました。

ソフト施策の充実

関係者が協力してバリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」の考え方を導入しました。また、国民一人一人が高齢者や障がい者などが感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー」を促進します。

※バリアフリー新法に関連する用語解説

- 重点整備地区** … 生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われ、バリアフリーに関する事業を重点的かつ一体的に実施することを旨とするために指定した地区
- 生活関連施設** … 高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官庁施設、福祉施設その他の施設
- 生活関連経路** … 生活関連施設間を結ぶ経路うち、優先的にバリアフリーに配慮すべき道路
- 特定建築物** … 生活関連施設のうち、多くの人々が利用する施設
- 特別特定建築物** … 主として高齢者、障がい者等、不特定多数の人が利用する特定建築物、さらに不特定多数の人が利用する官公署
- 特定事業計画** … 基本構想に基づき、各施設管理者が実施する事業の計画